

令和5年度

消防設備士試験案内

お知らせ

1 電子申請（インターネットからの受験申請）をご利用ください。

くわしくは、本誌15ページ及び(一財)消防試験研究センターホームページをご覧ください。
ホームページアドレス<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

(注) 第3回の受付期間のうち、9月30日(土)及び10月1日(日)は電子申請ができません。

2 受験票を試験当日必ず持参してください。

所定の写真を貼付した受験票を持参しないと受験できません。

くわしくは、本誌4ページ及び8ページをご覧ください。

3 試験日程につきましては、2ページをご覧ください。

(注)

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上で申し込んでください。
申し込まれた方は、試験案内に記載された全ての事項に同意されたものとして取扱います。

*気象庁が発表する大雨や大雪などの特別警報等の防災情報に対処して、試験日時を変更（中止・延期）する場合には、試験開始時刻の2時間前までに、当センターホームページに「山形県支部からの緊急情報」を掲示することといたしますので、ご承知おき願います。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により山形県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

1 試験の種類及び試験日と受験願書受付期間

令和5年度消防設備士試験日程 ※乙種は高校生も受験できます（電気工事士免状取得者は甲種も受験可）。

	種類	区分	実施日	受付期間		受験地	会場	車での来場	結果発表
				(電子申請)	(書面申請)				
前期	甲種(全類)	第1回	5月27日(土) 午前中	3月31日(金)から 4月10日(月)まで	4月3日(月)から 4月13日(木)まで	山形市 酒田市	山形ビッグウイング 庄内J Aビル	○ ○	6月28日(水)
	乙種(全類)	第2回	9月2日(土) 午前中	7月15日(土)から 7月24日(月)まで	7月18日(火)から 7月27日(木)まで	山形市 酒田市	山形ビッグウイング 庄内J Aビル	○ ○	10月11日(水)
後期	甲種(全類)	第3回	11月18日(土) 午前中	* 9月26日(火)から 10月10日(火)まで	9月29日(金)から 10月13日(金)まで	山形市	ヒルズサンピア山形	○	12月27日(水)
	乙種(全類)	第4回	1月20日(土) 午前中	11月24日(金)から 12月4日(月)まで	11月27日(月)から 12月7日(木)まで	山形市 酒田市	山形ビッグウイング 庄内J Aビル	○ ○	2月28日(水)

※受験希望者は県内外在住を問わず、第1回から第4回まで何回でも受験することが可能です。

*第3回の受付期間のうち、9月30日(土)及び10月1日(日)は電子申請ができません。

試験当日の集合時間及び開始時刻

集合時間	説明開始時刻(時間厳守)	試験開始時刻
午前8時20分	午前8時40分	午前9時

注1 受験願書の受験地欄は上記の受験地名(例：山形市)を記入してください。

注2 書面申請で郵送による受験願書は、受付期間締切日の消印があるものまで受付します。

注3 電子申請による受験願書の受付時間は24時間の対応となりますが、受付開始日は午前9時から受付開始し、受付締切日は午後5時まで受付します。

注4 試験当日の特例措置(車イスの使用、拡大鏡、ルーペ等)を希望される場合は、事前にご連絡ください。

注5 願書受付締切日を過ぎてからの試験日、受験地及び受験種類の変更及び取消しは認めません。

注6 「車での来場○」の会場駐車場は、駐車台数に制限がありますので、駐車場が満車の場合は、各自の責任において有料駐車場を確保してください。(各会場付近に違法駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。また、駐車に関するトラブルは、一切責任を負いません。)

注7 収容人数の関係で試験会場を変更・追加する場合がありますのでご了承ください。

2 受験資格

(1) 「甲種消防設備士試験」は、一定の受験資格が必要です。(9ページ以降の「甲種消防設備士試験の受験資格」を参照してください。)

(2) 乙種消防設備士試験については、受験資格は不要です。

3 試験の方法

(1) 試験当日は、受験票に写真(縦4.5cm×横3.5cm 4ページ参照)を貼り、鉛筆(HB又はB)と消しゴムを必ず持参してください(万年筆、ボールペンは使用不可)。写真貼付の受験票をお持ちでない方は受験できない場合があります。

(2) 写真と本人確認照合を行います。サイズ等、所定の写真でないものや不鮮明な場合等においては、撮りなおし、身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いすることがあります。

(3) 受験票に記載されている試験日・試験開始時間・試験種類・試験会場・試験の一部免除の内容により試験を行います。(必ず事前に受験票を確認してください。)

(4) 試験種類・試験科目・問題数・試験時間及び試験科目の一部免除については、5ページの9(1)、(2)を参照してください。

(5) 筆記試験は、4肢択一式で行います。

(6) 実技試験は、鑑別等及び製図(いずれも写真・イラスト・図面等による)とも記述式で行います。

(7) 電卓・定規類・携帯電話・スマートフォン等の端末機器の使用はできません。試験中にこれらの機器を使用すると不正行為となります。

4 受験申請手続き

(1) 受験申請手続きは、電子申請(インターネットからの受験申請)と書面申請(願書による受験申請)の2通りあります。3ページ上を参照のうえ、お手続きください。

	電子申請	書面申請	備考
受験願書等	当センターホームページから申請	受験願書	
試験手数料	甲種 5,700円	乙種 3,800円	非課税
払込方法	①ペイジー (Pay-easy) ②コンビニエンス決済 ③クレジットカード ※3ページの「6試験手数料」を参照してください。	払込取扱票にて郵便局の窓口で払込み後、「振替払込受付証明書(お客さま用) 受験願書添付用 (郵便局の受付局日附印のあるもの)」を受験願書2枚目に貼付してください。	

(2) 書面申請による必要な書類等

ア 受験願書

イ 「振替払込受付証明書 **受験願書添付用** (郵便局の受付局日附印のあるもの)」(8ページを参照してください。)

ウ 「甲種消防設備士試験」を受験する方は、**受験資格を証明する書類**(9ページ以降参照)が必要です。過去に甲種消防設備士試験の受験申請をしたことのある方は、その時の**受験票又は試験結果通知書(資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。)**を提出することにより受験資格の証明書に代えることができます。(コピー可)

エ 既に他の種類の「消防設備士免状」を所有している方は、**その免状のコピー。(表・裏両面)**

オ 試験の一部免除を受ける場合は、**免除の資格を証明する書類。**(5ページ9(2)参照)

5 申請方法

- 受験願書は、各消防本部、山辺町役場、中山町役場、県庁消防救急課、県各総合支庁及び(一財)消防試験研究センター山形県支部に配置しております。
- 電子申請は、当センターホームページからお手続きください。
- 受付日は、各試験により異なります。2ページの試験日程の受付日を参照してください。なお、**電子申請をご利用の方は、受付期間が書面申請と異なっております**のでご注意ください。
- 願書記入要領については、7ページ以降を参照してください。
- 書面申請は、当支部へ持参(土・日・祝日を除く)するか、郵送してください。なお、郵送の場合は、受付締切日の消印があれば有効です。
- 当支部で受理された受験申請書類はお返しできません。
- 受付締切日以降は、申請した「試験日」・「試験の種類」の変更及び取消しはできません。
- 受付締切日を過ぎてから提出された受験願書及び記載事項等に不備のある受験願書は受理できません。このような場合は受験申請書類を返却いたしますが、返却費用はご本人様の負担となります。

6 試験手数料

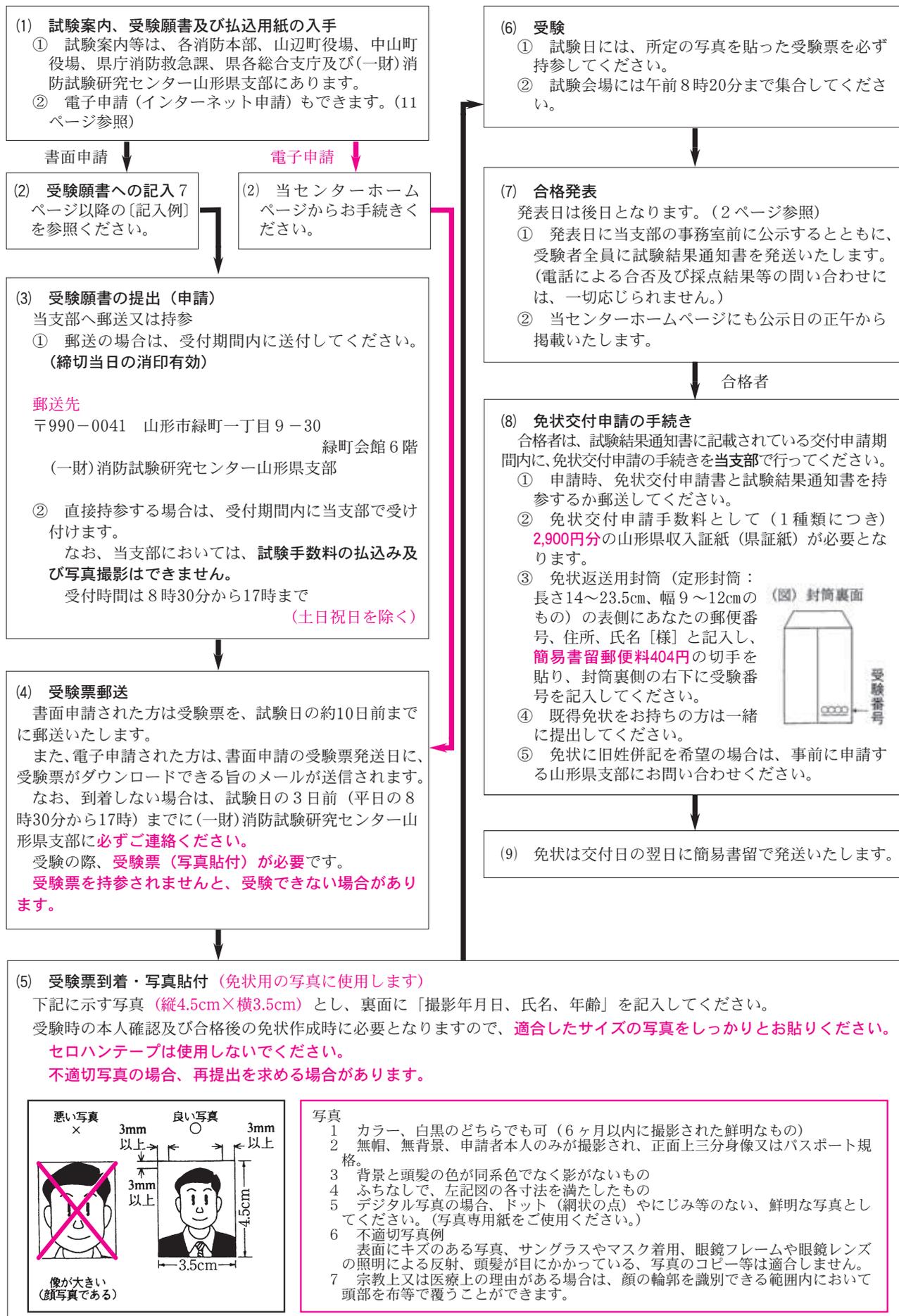
甲種	乙種
5,700円	3,800円

- 試験の手数料は、右表のとおりです。
- 「払込取扱票」金額欄に上記の試験手数料をご記入のうえ、**郵便局のゆうちょ銀行窓口(ATM不可)**でお支払ください(受験願書及び振替払込受付証明書は、全国共通です)。なお、払込に際して別に所定の払込手数料が必要となります。
- 電子申請の場合は、次の3つが選択できます。
 - ペイジー (Pay-easy) ※情報リンク方式、オンライン方式
 - コンビニエンス決済 (セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート)
 - クレジットカード (VISA、マスターカード、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナース)
- 一旦払込みされた手数料は、お返しできません。**試験日、試験手数料、受付期間を十分ご確認のうえ、お申し込みください。

7 複数種類を受験する場合の手続き

- 「電気工事士」の免状を有し、試験の一部免除を受ける方は、「甲種第4類と乙種第7類」又は「乙種第4類と乙種第7類」の組み合わせに限り、2種類の試験を同時に受験できます。この場合、受験願書は試験の種類ごとに作成し、同一封筒で申請してください。
- 電子申請による複数受験申請はできません(受験願書による書面申請のみ)。

8 受験願書の入手から免状交付までの流れ



9 試験種類・試験科目・問題数・試験時間及び試験科目の一部免除

(1) 試験科目、問題数については下表のとおりです。

種類	試験科目	筆記			計	実技
		消防関係法令	構造・機能及び工事・整備	火災及び防火に関する知識		
甲種特類	問題数	15	15	15	45	なし
試験時間		2時間45分				

種類	試験科目	筆記								実技		
		消防関係法令		基礎的知識		構造・機能及び工事・整備			計	鑑別等	製 図	
		共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格				
甲種	問題数・類別	1 類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		2 類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		3 類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		4 類	8	7	—	10	—	12	8	45	5	2
		5 類	8	7	10	—	12	—	8	45	5	2
試験時間	区分別	2時間15分								1時間00分		
	合計	3時間15分										

種類	試験科目	筆記								実技		
		消防関係法令		基礎的知識		構造・機能及び整備			計	鑑別等	製 図	
		共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格				
乙種	問題数・類別	1 類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		2 類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		3 類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		4 類	6	4	—	5	—	9	6	30	5	—
		5 類	6	4	5	—	9	—	6	30	5	—
		6 類	6	4	5	—	9	—	6	30	5	—
		7 類	6	4	—	5	—	9	6	30	5	—
試験時間	区分別	1時間30分								15分		
	合計	1時間45分										

(2) 下表の①～⑥に該当する方は、**申請により**試験科目の一部免除を受けることができます。(甲種特類を除く) 該当する証明書類を貼付してください。

該当者	免除内容	証明書類
① 消防設備士免状を有する方	下記の「消防設備士免状を有する方の免除科目一覧表」ととおりです。	消防設備士免状のコピー(表・裏両面)
② 電気工事士免状を有する方	ア 前記(1)表の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備のうち電気に関する部分 イ 甲種第4類・乙種第4類の実技は、鑑別等試験の問1が免除になり、乙種第7類の実技は全部免除になります。	電気工事士免状のコピー
③ 電気主任技術者免状を有する方	前記(1)表の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備のうち電気に関する部分	電気主任技術者免状のコピー
④ 技術士登録証等を有する方(機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術士の部門に応じて前期(1)表の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明書(原本)又は技術士登録証のコピー
⑤ 日本消防検定協会又は指定検定関係の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方	前期(1)表の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備	型式承認試験の実施業務の従事証明書(原本)
⑥ 消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防組織法第51条第4項の消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	乙種第5類・第6類の筆記は基礎的知識のうち機械に関する部分、実技は全部免除になります。	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育(機関科)修了証のコピー

消防設備士免状を有する方の免除科目一覧表

受験する試験の種類	既に取得している資格種類					受験する試験の種類	既に取得している資格種類											
	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5		甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
甲1	◎	◎	○	○	○	乙1	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
甲2	◎	◎	○	○	○	乙2	◎	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
甲3	◎	◎	○	○	○	乙3	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
甲4	○	○	○	○	○	乙4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎
甲5	○	○	○	○	○	乙5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎
※乙種消防設備士の資格で、甲種消防設備士の科目免除はありません。						乙6	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○
						乙7	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	

※表中で ◎は消防関係法令の共通部分と基礎的知識が免除になります。
○は消防関係法令の共通部分が免除になります。

10 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験で、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の**各科目ごとの正答が40%以上で、かつ全体の出題数の60%以上**であることとします。実技試験はありません。

(2) 甲種（特類以外）及び乙種

「消防関係法令」、「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」の**各科目ごとの正答が40%以上で、かつ全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験（甲種特類を除く。）において正答が60%以上**であることとします。

なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の正答をした方を合格とします。

11 試験結果の通知

- (1) 試験結果については、試験日の概ね1ヶ月後（2ページ参照）に当支部事務室前に合格者の受験番号を公示するとともに、**試験結果通知書を受験者全員に郵送**いたします。
- (2) 試験結果通知書には、筆記試験及び実技試験の正答率が表示されます。
 - ① 筆記試験は、筆記全体及び試験科目ごとの正答率（％）になります。
 - ② 実技試験は、実技全体の正答率（％）になります。
実技試験は、消防法施行規則第33条の9により、筆記試験で合格基準に達した方のみ採点しています。
- (3) **当センターホームページにも合格者の受験番号を公示日の正午に掲載**します。
- (4) 試験結果の合否、採点結果等に関する問い合わせには、一切応じられません。
- (5) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、当センターとは一切関係ありませんのでご注意ください。

12 消防設備士免状交付申請の手続き

- (1) 合格者は、試験結果通知書に記載された**免状交付申請期間内に当支部窓口又は郵送（4ページ8の(8)参照）**でお手続きください。
なお、二連の試験結果通知書及び免状交付申請者は、切り離さないで提出してください。
- (2) 既に他の類の消防設備士免状を所有されている方は、免状交付申請時、所有されている免状を提出してください。
ただし、**業務上、免状を携帯する義務のある方は、免状のコピーを提出してください。**この場合、新たな免状が交付されし旧免状は当支部に提出しなければなりません。
なお、消防設備士免状の紛失等、又は本籍の変更等があった場合は、免状の再交付、又は書換えが必要となります。受験申請の前に、これらの手続きを済ませてください。所有されている免状の提出がないと、新免状の交付はされませんのでご注意ください。
- (3) 免状交付申請期間内に申請されなかった場合は、免状交付までに日数が長くなる場合がありますので、期間内に手続きをしてください。

受験票

ご注意ください！ 写真を貼った受験票を必ず持参してください！

試験当日に、「受験票を忘れた」又は、持参した受験票に「写真を貼っていない」、「本人と確認できない写真を貼った」場合には、受験できない場合があります。

「受験票が届いていない」、「紛失した」場合は、必ず試験日の3日前（平日の8時30分から17時）までに、（一財）消防試験研究センター山形県支部（電話023-631-0761）へご連絡ください。

- ◎ 願書は必ず受験者本人がご記入ください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてその上方に正しくお書きください。

A面

【消防設備士試験受験願書記入例】

左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。



一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿 都道府県名 **山形** 申請日 令和 年 月 日

申請者氏名 **ショウホウ シロウ 消防 二郎** フリガナ・氏名は、氏名と名に分けて、左づめで記入してください。

生年月日 **昭和50年05月31日** 日生 本籍 **山形** 都道府県コード **06**

郵便番号 **990-0041** 必ず記入してください 自宅電話番号又は携帯電話番号 **080-1234-5678**

住所 **山形県山形市緑町 1-9-30 緑町会館6階** 勤務先名又は学校名 **〇〇産業(株)** 連絡先電話番号(携帯電話も可) **023-631-0761**

申請する日を記入してください。

濁点、半濁点は1マスとって書いてください。

楷書で丁寧に書いてください。

B面裏の[都道府県コード]から記入してください。

日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

3ヶ月以内に他の都道府県で受験又は申請した場合記入してください。

主となるもの1つに○をつけてください。

試験案内P.2から記入してください。

甲種受験者はP.9~11の「記入略称」により記入してください。

試験の一部免除資格を有する方は、「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を記入してください。

2種類の受験者はそれぞれの願書に他の種類を記入してください。

有する免状をすべて記入し、そのコピーを裏面貼付欄に貼ってください。

消防設備士免状の有・無について必ずどちらかに○を付けてください。

試験日 令和 年 月 日

試験種類 **甲種 乙種 第4類**

受験地 **山形市**

甲種受験資格 **特種 電気工事士**

試験の免除

技術士等の資格による試験の免除を	受ける	受けない
電気工事士免状による試験の免除を	受ける	受けない
電気主任技術者免状による試験の免除を	受ける	受けない
消防設備士免状による試験の免除を	受ける	受けない
5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を	受ける	受けない

同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること

甲種 **乙種 第7類**

メールアドレス(任意) @

他の都道府県での受験申請状況

都道府県コード	試験種類	試験日
13	甲種 乙種 第4類	5月7日

該当する職業等に1つだけ○を記入してください

① 学生	⑥ ビル管理業
② 消防設備業	⑦ ビル整備業
③ 電気工事業	⑧ 公務員
④ 管工事業	⑨ その他
⑤ 建築業	

免状取得の有無について記入してください **有** 免状番号 **2064 1234 5678**

取得している消防設備士免状は全部記入してください	元号コード	免状交付年月日	交付番号	※入力番号	交付知事	コード
甲1						
甲2						
甲3						
甲4						
甲5	4	19年09月08日	00123		山形	06
乙1						
乙2						
乙3						
乙4						
乙5						
乙6						
乙7						

※団体コード 〇〇〇〇 ※受付機関コード 〇〇〇〇 ※分類コード 〇〇〇〇

(記入上の注意)

- 本用紙は、記入しないください。
- 本用紙は、黒色のボールペンを使用し、「かい書」で記入してください。
- 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 枠は該当するものに○を記入してください。
- 免状番号は、免状写真正面に記載されている番号です。

B面裏の[都道府県コード]から記入してください。

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)

なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)を行ってください。

甲種消防設備士試験の受験資格

次表に示す対象者に該当する者は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

特類

部分はコピー、その他は原本

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	甲種第1類～第3類までのうち、いずれか一つ以上を有し、かつ甲種第4・5類の取得者	甲 特	免 状

特類以外

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	科目免除あり。 (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲 種	免 状
2 学校教育法による大学、高等専門学校(5年制)、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した者」	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した者 (2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した者(別表2「授業科目一覧表」により算定) (3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した者(別表2「授業科目一覧表」により算定)	大卒、短大卒、高専卒 大学等卒15単位 高校卒、中等教育高校等卒8単位	卒業証書又は卒業証明書 単位修得証明書 卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書(学科等の名称が明記されているもの)
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する者	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する者(法第17条の5の規定に基づく政令に定めるものに限る。)	整備経験2年	免 状 及 び実務経験証明書(願書2枚目裏)
4 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校に「在学中又は中途退学した者等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した者	(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において、左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者 (2) 学校教育法第124条に定める専修学校(「専門学校」において左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者ただし、単位制度のない専修学校にあっては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した者	大学等15単位 専修学校	単位修得証明書 単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者 授業科目については、(P13～15別表2「授業科目一覧表」)を参照	(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校 (2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科 (3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 (4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 (5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 (6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (7) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校	各種学校 大学、短大、高専の専攻科 防衛大学校、防衛医科大学校 職業能力開発総合大学校等 職業能力開発大学校等 職業訓練大学校等 前職業訓練大学校等	単位修得証明書 " " " " " "

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
	(8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法（昭和33年）による職業訓練高等学校	旧職業訓練高等学校等	単位修得証明書
	(9) 雇用対策法（昭和41年）附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所	中央職業訓練所	”
	(10) 独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日以前の農林水産省組織令による水産大学校（旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日以前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。））	水産大学校	”
	(11) 国土交通省組織令による海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。）	海上保安大学校	”
	(12) 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。）	気象大学校	”
6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した者	科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。（指定された部門以外は、科目免除はありません。）	技術士（〇〇）部門	合格証書又は技術士登録証
7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」（特種電気工事資格者を除く。）	(1) 電気工事士免状の交付を受けている者（第1種・第2種は問わない）	電気工事士	免 状
	(2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書（高圧電気工事技術者試験合格証書）の所持者	検定合格者	検定合格証明書
8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている者	(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる者（認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に資格を付与された制度）	電気主任技術者	免 状 認定校の卒業証明書等
9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する者	工事整備対象設備等の工事に関連するものであること。（従って、消火器具、動力消防ポンプ、誘導標識等、明らかに工事を伴わないものは該当しません。）	工事補助5年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
10 その他前2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた者	(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者、学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した者 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校（5年制）又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所	大 学 等 卒	卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書（学科等の名称が明記されているもの）
	(2) 学校教育法第104条に基づく、学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する者	博 （ 修 ） 士	学位授与証明書、修了証書、修了証明書又は学位記（専攻等の名称が明記されているもの。外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）
	(3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者	専 検 合 格 者	検 定 試 験 合 格 証 明 書
	(4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者	管 工 事 技 士	技 術 検 定 合 格 証 明 書
	(5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する者（旧教員免許令を含む。）	教 員 免 許 状	免 許 状

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
	(6) 電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている者（アマチュア無線技士を除く。）	無 線 従 事 者	免 許 証
	(7) 建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士	建 築 士	免許証又は一級若しくは二級建築士免許証明書
	(8) 職業能力開発促進法第44条（旧職業訓練法第66条）の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した者	配 管 技 能 士	技 能 検 定 合 格 証 書
	(9) ガス事業法第32条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者（第4類の消防設備士の受験に限る。）	ガス主任技術者	免 状
	(10) 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者（旧法の資格者を含む。）	給 水 技 術 者	免状又は技術者証（携帯用）
	(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する者	消 防 行 政 3 年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
	(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和41年）において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者	省 令 前 3 年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
	(13) 昭和41年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条 例 設 備 士	免 状

【備 考】

- 4の大学（大学院の課程を含む。）、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。（大学等で発行する「単位修得証明書」による。）
- 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 証明書類のうち、「免状」、「卒業証書」等、証明書類欄の網み掛け（部分）をしてある書類については、コピーしたものを提出してください。
- 3、9及び10-（11）、（12）の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。
- 過去に甲種消防設備士試験の受験申請をしたことがある方は、その時の受験票又は結果通知書を提出することにより受験資格の証明書に代えることができます。（コピー可）

電子申請をご利用ください。

電子申請（インターネットからの受験申請）

- 電子申請は、（一財）消防試験研究センターのホームページから受験申請することができ、従来の書面による申請より便利です。
- 電子申請できる試験種別
 - 証明書添付が不要な消防設備士試験（乙種全類）
 - 既得免状を受験資格要件とする消防設備士試験
 - 甲種特類
甲種特類の受験資格を満たしている方
 - 甲種（特類以外）
甲種消防設備士免状の交付を受けている方

※科目免除は、既得免状によって、申請することにより科目が免除できます。
※電子申請ができる試験種類は、**1日の試験で1種類のみとなります。**
- 再受験申請の電子申請
現在、証明書の必要な受験については、電子申請することができません。
なお、過去3年以内に受験し、当該試験を再度受験する場合には、証明書は不要で、電子申請することができます。（前回の受験票、又は試験結果通知書が必要）
- 受付期間は、各試験毎に定められております。当該日程を十分ご確認のうえ、ご利用ください。
- ご利用方法等
詳しくは、（一財）消防試験研究センターホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/> をご覧ください。

別表 1

指定学科一覽表 (例示)

次の「学科」を修めて卒業した者は、「卒業証明書（コピー不可）」又は「卒業証書（コピー可）」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー工学科 エネルギー機械工学科	
オ	応用化学科 応用機械工学科 応用精密化学科 応用電子工学科 応用反応化学科 応用理化学科	
カ	開発学科 開発工学科 開発土木工学科 海洋建築工学科 海洋土木開発工学科 海洋土木工学科 環境化学科 環境計画工学科 環境建設工学科 環境工学科 環境整備工学科 化学環境工学科 化学機械学科 化学機械工学科 化学工学科 化学工業科 画像応用工学科 画像工学科	開発機械科 化学科 化学工学科 化学工業科 環境工学科 環境土木科
キ	機械科 機械工学科 機械材料工学科 機械システム工学科 機械システム工学課程 機械理学科 機関科 機器工学科 基礎工学科 機能機械学科 機能高分子学科 金属学科 金属工学科	機械科 機械工学科 機械技術科 機械工作科 機械システム科 機械製図科 機械電気科 機械電子科 機関科 金属工業科
ケ	計測工学科 建設基礎工学科 建設工学科 建設学科 建築学科 建築工学科 建築工芸学科 建築設備工学科 原動機科 原動機科	計測科 計測工業科 建設科 建設技術科 建設工学科 建設工業科 建設システム科 建築科 建築土木科 原動機科 原動機科
コ	工業化学科 高分子化学科 高分子工学科 高分子材料工学科 交通機械学科 交通機械工学科 交通工学科 光電機械工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学科 合成化学工学科	工業科 工業管理科 工業化学科 工業技術科 工業計測科 高分子工学科 航空車両整備科
サ	産業機械工学科 材料工学科	材料技術科 材料システム科 産業技術科
シ	資源開発工学科 資源循環化学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報通信工学科 情報電子工学科 情報工学科	色染化学科 自動車科 自動制御科 情報技術科 情報システム科 情報電子科 情報通信科
ス	水工土木工学科	水産工学科
セ	制御機械工学科 制御工学科 制御情報工学科 生産機械工学科 生産工学科 生産精密工学科 精密機械工学科 精密工学科 石油化学科 設備工学科 繊維化学工学科 繊維機械学科 繊維工学科 繊維工業化学科 繊維高分子工学科 繊維システム工学科 船舶機関工学科	制御機械科 生産機械科 生産システム科 精密機械科 設備科 設備工業科 設備システム科 セラミック科 繊維工学科 繊維システム科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
チ		地質工学科
ツ	通信工学科 通信材料工学科	通信工学科 通信工業科
テ	鉄鋼冶金学科 電気系 電気化学科 電気学科 電気機械工学科 電気工学科 電気情報工学科 電気通信学科 電気電子工学科 電気電子システム工学科 電機工学科 電子機械工学科 電子機器工学課程 電子工学科 電子材料工学科 電子情報学科 電子情報工学科 電子制御工学科 電子通信学科 電子通信工学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電波通信学科	電気科 電気化学科 電気技術科 電気工事科 電気情報科 電子科 電気通信科 電気電子科 電子機械科 電子技術科 電子工学科 電子工業科 電子情報科 電子制御科 電子電気科 電波科
ト	都市工学科 土木建設工学科 土木工学科 動力機械工学科	都市工学科 土木科 土木建築科
ネ	燃料化学科 燃料工学科	
ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業機械科 農業工学科 農業土木科
ハ	船用機械工学科 船用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科 物質化学工学科	〔ム〕無線通信科

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ユ	有機材料工学科	〔ヤ〕 冶金科
ヨ	溶接工学科	窯業科

《注1》 学科の名称にかえて「部門」、「類」、「系」又は「専攻」等の名称を用いるのは、学科又は過程とみなします。

《注2》 学科名等の下に「専攻」、「系」、又は「コース」等の名称を用いるものは、学科と同等とみなします。

《注3》 「工」、「学」又は「工学」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うものとします。

《注4》 2種類以上の学科名称があり、その配列が逆のものについては、同等のものとしてみなします。

(例) 「制御機械工学科」⇒「機械制御工学科」の場合は、同等とみなします。

《注5》 複数の学科の名称を総合したものについては、同等のものとしてみなします。

(例) 「電気情報工学科」＋「電気通信学科」⇒「電気情報通信工学科」の場合は、同等とみなします。

《注6》 上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表2

授業科目一覧表（例示）

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 圧縮性流体力学 油空圧工学	
イ	移動工学 一般構造（土木系・建築系のみ）	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境及びその他の環境関係（土木系・建築系のみ）	化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機器制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造（土木系・建築系のみ）	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	系統工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鋳山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工
シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学	色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	
チ	地質学 鑄造学 超音波工学 超伝導工学 直流機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信機器 通信網工学	通信工学 通信機器 通信技術
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 発電電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 物質強度学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精錬工学	船用機関 船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	
ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	
モ		木工機械
ヤ	冶金工学	冶金一般 冶金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有線機器学	有機工業化学

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流体力学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注1》 [工学] [学] [技術] 等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

《注2》 上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。(認められない科目もあります。)

(例) 機械工学 — 機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》 上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》 詳細はお問い合わせください。

別表3 消防設備士免状の種類と工事整備対象設備等

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取扱う設備が限定されていますので類ごとに免状が必要です。

免状の種類		工事整備対象設備等の種類
甲種	特類	特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備 共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備 特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備 共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備 特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

— 個人情報の取り扱いについて —

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

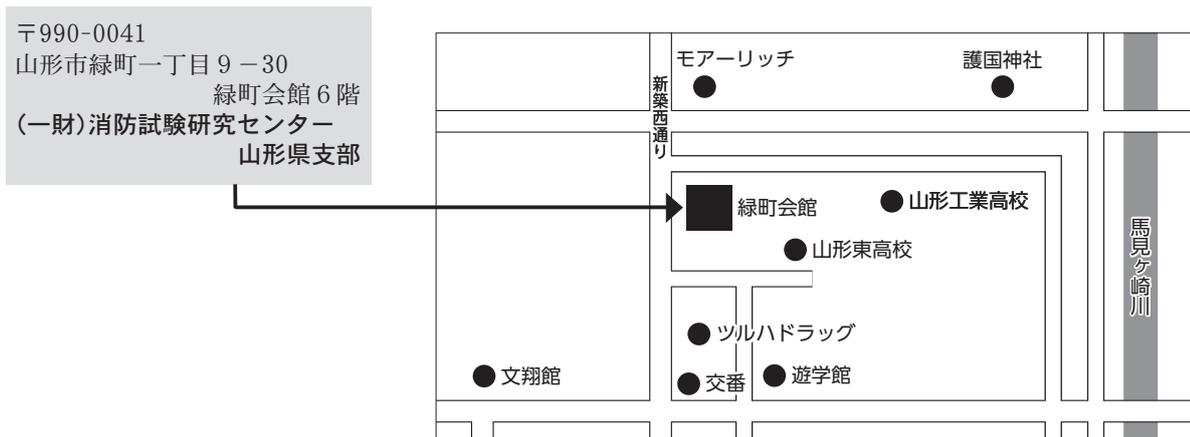
- (1) 個人情報の内容
氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、顔写真、メールアドレス等です。
- (2) 利用目的
利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的の達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

台風その他により、会場や日程の変更等のお知らせがある場合は、試験開始時刻の2時間前までに、緊急情報としてホームページに掲載します。



(問い合わせ先)

○受験に関すること

(一財)消防試験研究センター山形県支部

電話 023-631-0761

FAX 023-634-4665

受付時間 平日 8:30~17:00

○電子申請に関すること

電子申請については、当センターのホームページに詳細な利用方法やQ&Aが掲載されていますので、電子申請に当たっては、必ずこれをご確認のうえ、お申し込みください。

なお、電子申請に関するトラブル等の問い合わせは下記までお願いします。

(一財)消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000(有料) 受付時間 平日 9:00~17:00

※一般財団法人消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備の講習会開催や参考書等の出版には、一切関係していません。